

14 大学院奨学金制度規程

(大学院学則第 38 条)

(平成 15 年 12 月 17 日制定)

(目的)

第 1 条 國學院大學大学院学生のうち、特に経済的な困難を抱えている者を支援するための奨学金（以下「経済支援型奨学金」とする）を支給する。また、國學院大學大学院学生のうち、特に学業に優れた者を奨励するための奨学金（以下、「学業奨励型奨学金」とする）を支給する。なお、制度の趣旨に鑑み、当該課程の標準修業年限を超えて在学している者は対象外とする。

(経済支援型奨学金と学業奨励型奨学金)

第 2 条 経済支援型奨学金は次のとおりとする。

- (1) 経済支援型奨学金は、経済的困難の程度に応じて支給を行う。
- (2) 経済的困難の程度の判定に関しては、世帯の収入、世帯人数、必要経費並びにその他の特別の事情等を考慮するものとする。具体的な基準と支給額に関しては、奨学金選考委員会の議を経て、別に定める。
- (3) 受給者の数については、奨学金選考委員会が定めるものとする。
- (4) 「私費外国人留学生授業料減免」の対象となる外国人留学生は支給の対象外とする。

2 学業奨励型奨学金は次のとおりとする。

- (1) 学業奨励型奨学金は、学業の優秀さに応じて支給を行う。
- (2) 学業の優秀さの判定に関しては、学部及び大学院での成績、公刊論文の数及び質、研究会報告の数及び質、研究計画の内容、論文の執筆状況、その他の特別の事情を勘案する。具体的な基準と支給額に関しては、各研究科委員会の議を経て、別に定める。
- (3) 各研究科の受給者の数については、研究科の定員及び在籍者数に応じて、奨学金選考委員会が定めるものとする。

(奨学金の申込)

第 3 条 奨学金の希望者は所定の願書を大学院事務課に提出しなければならない。

(選考方法)

第 4 条 奨学金の支給を希望する者に対する選考は下記のとおりに行うものとする。

- (1) 経済支援型奨学金
第 2 条 1 項 2 号の基準に基づき、奨学金選考委員会が決定する。
- (2) 学業奨励型奨学金
第 2 条 2 項 2 号の基準に基づき、奨学金選考委員会の議を経て、各研究科委員会が決定する。

(採用の効力)

第 5 条 採用は当該年度限りとする。ただし、継続して採用することを妨げない。また、経済支援型奨学金と学業奨励型奨学金を重ねて支給することを妨げない。

- 2 採用された者が休学若しくは退学し、又は不適格と認められたときは、学年の途中においても支給を取り消すことができる。
- 3 第 2 項及び本大学院学則第 37 条第 2 項の適用を受けた者は、当該年度に支給された奨学金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。なお、國學院大學大学院奨学金制度及び同制度規程施行細則は平成 16 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

15 大学院特別研究員規程

(大学院学則第 34 条)

(平成 12 年 12 月 20 日制定)

第 1 条 本大学院の各研究科に特別研究員を置くことができる。

- 2 特別研究員は、各研究科博士課程修了者（課程博士学位取得者）とする。ただし、本務校又は本務とすべき研究機関を持たないこととする。

第 2 条 特別研究員は、各研究科の専攻のいずれかに属し研究に従事するものとする。

第 3 条 特別研究員は、本人の申請により各研究科委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

- 2 特別研究員になることを希望する者は、所定の期日までに指導教員の推薦を経て学長に次の書類を提出するものとする。

- (1) 申請書

- (2) 履歴書
- (3) 研究業績書
- (4) 研究計画書

第4条 特別研究員の期間は、博士課程修了の翌年度から3年以内とする。ただし、1年ごとの更新とし第5条に定める研究報告書の提出を更新の条件とする。

第5条 特別研究員は、当該年度終了までに研究報告書を学長に提出するものとする。

第6条 特別研究員は、大学院特定課題研究等、本学における研究プロジェクトに参加することができる。
2 特別研究員は、大学院紀要に執筆することができる。

第7条 特別研究員には、その研究活動を支援するために、研究費を助成することができる。
2 研究費の助成条件等については、別に定める。

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 特別研究員の支援に関する規程（平成24年10月24日制定）は、これを廃止する。ただし、同規程第8条第2項の報告書については、なお従前の例による。

16 大学院特別研究員への研究費助成に関する内規

（平成25年4月11日制定）

（目的）

第1条 この内規は、國學院大學特別研究員規程第7条に基づく研究費の助成について定め、もって大学院における若手研究者のグローバル人材養成に資するものとする。

（対象）

第2条 助成対象者は、特別研究員を申請した当該年度の4月1日現在で満40歳未満とする。

（助成内容）

第3条 助成内容は、次のとおりとする。なお、費目の変更はできないものとする。

- (1) 図書資料費 10万円
- (2) 交通費 10万円
- (3) 海外における国際学会等への出席のための旅費 20万円

2 前項の執行は、大学院事務課を通じて行うものとする。

3 第1項第3号の執行については、國學院大學大学院国際交流旅費補助に関する規程を準用する。

（助成期間）

第4条 助成期間は単年度とし、3年を限度として継続して助成することができる。

（報告書）

第5条 助成を受けた者は、当該年度終了までに研究実績報告書を学長に提出しなければならない。

（改廃）

第6条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

17 大学院特別研究生規程

（大学院学則第30条）

（昭和45年5月13日制定）

（目的）

第1条 この規程は、本学大学院学則第30条に規定する特別研究生について、必要な事項を定める。

（受講科目及び施設利用）

第2条 特別研究生は、研究科委員会により定められた指導教員の指導のもと、講義・演習の受講及び研究施設等を利用することができる。

（研究期間）

第3条 特別研究生の研究期間は、1年とする。研究期間の更新に関する事項については、各研究科の定めるところによる。

（出願方法）

第4条 特別研究生の出願は、定められた期日までに学長に願い出なければならない。

(手続と提出書類)

第5条 特別研究生として在籍を許可された者は、誓約書(所定用紙)を提出しなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 特別研究生は次の選考料・研究指導料・受講料を納入しなければならない。

選考料 10,000 円(継続の場合は不要)

研究指導料 50,000 円

受講料 1単位につき、5,500 円

(学則準用)

第7条 特別研究生には、この規程に定めるもののほかは、本大学院学則を準用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

18 大学院文学研究科特別研究生内規

本学大学院特別研究生規程第3条に基づき、下記のとおり定める。

第1項 文学研究科特別研究生の研究期間は、大学院前期課程修了者は1回(通算2年)、後期課程単位修得者は4回(通算5年)更新することができる。

第2項 特別研究生は当該年度終了までに研究報告書を指導教員に提出するものとし、この提出を前項の研究期間更新の条件とする。

第3項 後期課程単位修得者で、研究更新期限(通算5年)終了後更に研究期間の延長を希望する者には、研究科委員長は研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。なお、この延長希望の申請には、研究業績(論文1篇以上)並びに指導教員の意見書を添えるものとする。

附 則

この内規は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度以前に本学大学院博士課程後期に入学した者については、なお従前の例による。

19 大学院経済学研究科特別研究生内規

(令和元年 6 月 26 日制定)

本学大学院特別研究生規定第3条に基づき、下記の通り定める。

第1項 経済学研究科特別研究生の目的は、大学院博士前期課程修了者については博士後期課程に進学し研究を継続するための準備期間として、大学院博士後期課程単位修得退学者については博士論文を完成させるための期間とするものとする。

第2項 経済学研究科特別研究生の研究期間は、大学院博士前期課程修了者は1回(通算2年)、博士後期課程単位修得退学者は4回(通算5年)更新することができるとする。

第3項 特別研究生は当該年度終了までに研究報告書を指導教員に提出するものとし、この提出を前項の研究期間更新の条件とする。

第4項 博士後期課程単位修得退学者で、研究更新期限(通算5年)終了後更に研究期間の延長を希望するものには、研究科委員長は研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。なお、この延長希望の申請には、研究業績(論文1篇以上)並びに指導教員の意見書を添えるものとする。

附則

1 この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 本学大学院博士前期課程、博士後期課程の入学年度にかかわらず適用する。

20 大学院聴講生規程

(大学院学則第32条)

(昭和 46 年 3 月 8 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第32条に規定する聴講生について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講生となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(履修期間)

第3条 聴講生の在籍期間は、1ヵ年を原則とし、受講は、学年の始めに限って審査の上これを許可する。ただし、引き続き聴講を希望する者は、所定の期間内に改めて聴講継続願を提出しなければならない。

(出願手続)

第4条 聴講生として受講を希望する者は、本大学院所定の用紙に所要事項を記載し、選考料・履歴書・写真(3ヵ月以内撮影のもの)・健康診断書を添えて、学長に願い出なければならない。

(履修手続)

第5条 聴講生として受講を許可された者は、誓約書(所定用紙)及び卒業証明書を提出し、直ちに登録料及び聴講料を納入して、聴講生証の交付を受けなければならない。

- 2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 聴講生の選考料・登録料及び聴講料は次のとおりとする。

選考料 15,000円(継続の場合は不要)

登録料 50,000円(本学出身者は半額)

聴講料 1単位につき、11,000円

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

21 大学院科目等履修生規程

(大学院学則第33条)

(平成7年10月25日制定)

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第7章第33条に規定する科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生となることのできる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

- 2 外国人の場合は、前項の学力を有し、日本語能力検定試験1級の合格者又はこれと同等の能力があると認められる者で、かつ、履修期間中日本に在留する査証を所持できる者とする。

(履修期間)

第3条 履修することのできる期間は、履修を許可された年の4月から翌年の3月末日までとする。ただし、許可を得て引き続き履修することができる。

(出願手続)

第4条 履修を希望する者は、本学大学院所定の履修願、履修理由書及び履歴書並びに最終学校の卒業又は修了(見込みを含む)証明書、成績証明書及び健康診断書に選考料を添えて願い出なければならない。

- 2 外国人の場合は、前項の他に外国人登録証明書及び日本語能力検定試験1級合格通知書の写しを提出しなければならない。

- 3 引き続き履修を希望する者は、改めて履修継続願を提出しなければならない。

(履修手続)

第5条 履修を許可された者は、本学大学院所定の誓約書、卒業又は修了証明書、登録料、受講料を納入し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

- 2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は次のとおりとする。

選考料 35,000円(継続の場合は不要)

登録料 100,000円(本学出身者は半額。継続の場合は不要)

受講料 1単位につき、17,000円

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

22 大学院博士課程後期単位修得者の学費、及び再入学者の学費等減免に関する規程

(平成 12 年 12 月 20 日制定)

第 1 条 本大学院博士課程後期に修業年限 3 年在学し、研究指導を受け所定の単位を修得し、博士論文審査及び試験のために更に在学しようとする者に対し、残余の在学期間について、学則第 29 条別表に定める授業料、施設設備費について次のとおり減免する。

項 目	入学年度	適 用
授業料	全入学年度	半額減免
施設設備費	全入学年度	全額免除

第 2 条 本大学院博士課程後期に修業年限 3 年以上在学し、研究指導を受け所定の単位を修得し、学位を取得しないうまま退学した者が、改めて博士論文審査及び試験のために再入学しようとする場合、学則第 29 条別表に定める入学金及び残余の在学期間の授業料、施設設備費について次のとおり減免する。

項 目	入学年度	適 用
入学金	全入学年度	全額免除
授業料	全入学年度	半額免除
施設設備費	全入学年度	全額免除

第 3 条 本規程による授業料等の減免は 3 ヶ年を上限とし、休学した場合は減免期間に含むものとする。なお、再々入学の学生は対象としない。

第 4 条 本規程の適用者は、本大学院奨学金の対象外とする。

第 5 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。本規程の適用を受ける者のうち外国人留学生に対しては、別に定める「大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」との重複適用は行わないものとする。また、平成 15 年以前の入学者ですでに「大学院外国人留学生の授業料減免に関する規程」の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程の適用を受ける者のうち外国人留学生に対しては、別に定める「大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」との重複適用は行わないものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

23 大学院休学者に対する授業料等免除規程

(平成 17 年 3 月 7 日制定)

第 1 条 この規程は、國學院大學大学院の学生で、やむを得ない理由により休学をする者に対する経済的負担の軽減を目的とする。

第 2 条 次の各号の一に該当する者については、当人から願出があった場合、第 6 条の手続きを経て授業料、施設設備費、維持運営費（以下、「授業料等」という。）を免除する。

- (1) 健康上の理由で休学が必要であると校医が認めた者。ただし、本学の定期健康診断を受けなかった者又は傷病の原因が願出者自身の重過失によると認められる者は、原則として免除を受けることができない。
- (2) 経済的困窮のために休学を余儀なくされた者
- (3) 別に定める条件に適用した留学をする者
- (4) その他相当の理由のある者

第 3 条 授業料等免除額は、次のとおりとする。ただし、免除取扱いが決定された時、既に授業料等を納入してい

る場合には、免除額に相当する金額をその者に還付する。

(1) 第2条第1号、第2号及び第3号該当者

イ 休学期間が1年間の場合は、授業料等の全額を限度額とする。

ロ 休学期間が前期又は後期の場合は、授業料等の2分の1を限度額とする。

(2) 第2条第4号該当者

イ 休学期間が1年間の場合は、授業料の2分の1を限度額とする。

ロ 休学期間が前期又は後期の場合には、授業料の4分の1を限度額とする。

2 免除取扱期間は、合算して2学年以内とする。

第4条 免除取扱いが次年度にわたる場合は、前年度の3月25日までに改めて免除取扱いの申請をしなければならない。

2 半期休学をし、引続き休学をする者は、改めて免除取扱いの申請をしなければならない。

第5条 この規程の取扱いを受けようとする者は、次の書類を指定された期日までに、大学院事務課へ提出しなければならない。

(1) 授業料等免除願

(2) 第2条第1号による者は、医師の診断書

(3) 第2条第2号又は第4号による者は、大学が指定した文書

(4) 第2条第3号による者は、大学が指定した文書

第6条 授業料等の免除の可否及び免除額は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

24 大学院休学者に対する授業料等免除規程内規

國學院大學大学院休学者に対する授業料等免除規程第2条第3号の別に定める条件は、次のとおりとする。

1 留学の受け入れ機関は、国外の大学院又はこれと同等以上の高等教育機関とする。

2 留学に際しては、事前に入学（受け入れ）許可書を提出し、入学後はただちに在学（在籍）証明書【期間の記載のあるもの】を提出しなければならない。

3 授業料等免除期間内に留学を中止したり、条件を満たせなくなった場合は、当該規定の適用を取り消すことがある。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

25 本学出身者の大学院入学金及び施設設備費減免に関する内規

(昭和46年2月12日制定)

1 本学大学院の前期課程及び後期課程に入学する本学出身者の入学金及び施設設備費の減免は本内規による。

2 本内規において本学出身者とは次の者をいう。

(1) 前期課程入学者においては、本学学部卒業者及び本学学部から飛び級で入学する者

(2) 後期課程入学者においては、本学前期課程修了者

3 前期課程に入学する第2条第1号該当者は、入学金・施設設備費をそれぞれ定額の半額に減免する。

4 後期課程に入学する第2条第2号該当者は、入学金・施設設備費をそれぞれ定額の半額に減免する。

5 本学出身者からは院友会費を徴収しない。

6 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

26 大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

(平成14年12月19日制定)

(目的)

第1条 この規程は、大学院私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業料の減免について定める。

(減免の割合)

第2条 留学生に対しては、当該年度の授業料の3割を減免することができる。なお、この規程の運用に関しては、別に定める内規による。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。平成15年以前の入学者ですでに「大学院外国人留学生の授業料減免に関する規程」の適用を受けている者は、在学中の前期又は後期課程の修了までなお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の減免については、なお従前の例による。

27 大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する内規

(平成24年1月18日制定)

(目的)

第1条 この内規は、國學院大學大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程(以下「規程」という。)第2条に基づき、大学院私費外国人留学生(以下「留学生」という。)の授業料減免の運用について定める。

(授業料減免の適用対象)

第2条 授業料減免は、在留資格「留学」を有し、経済的理由で就学が困難な留学生を対象とする。

2 次の各号の一に該当する場合は、授業料減免の対象としない。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 外国政府からの派遣留学生
- (3) 学業継続の意思がないと認められる者

(適用期間)

第3条 授業料減免の適用期間は、博士課程前期の在在学生については標準修業年限の2年間とし、博士課程後期の在在学生については標準修業年限の3年間を限度とする。なお、当該期間には休学期間を含むものとする。

(申請手続)

第4条 授業料減免を希望する留学生は、次の各号の書類を、毎年度大学院委員長に提出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の申請書
- (2) 住民票
- (3) 本学在学に係る経費支弁に関する証明書類
- (4) 資格外活動に従事している場合は、法務省入国管理局が発行する資格外活動許可書の写し

(選考)

第5条 授業料減免対象者の選考は、大学院幹事会で行い、必要に応じて面接を実施することができる。

(決定)

第6条 授業料減免対象者は、大学院幹事会の選考結果に基づき、大学院委員長が決定する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 規程附則(平成24年1月18日)2にかかわらず、第4条に定める関係書類の提出については、平成23年度以前に入学した留学生についても、適用する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

28 大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程

(平成13年8月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学生の協定留学及び認定留学について必要な事項を定める。

(協定留学及び認定留学の定義)

第2条 本規程において協定留学とは、本学との間に学生交換協定を締結している外国の大学(以下「協定校」という。)への留学をいう。

- 2 この規程において認定留学とは、学長が認定した外国の大学(以下「認定校」という。)への留学をいう。
- 3 認定校の承認は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学長の承認を必要とする。

(出願資格)

第3条 大学院前期課程又は後期課程の在學生で指導教員の許可を得た者又は推薦を受けた者は、協定留学及び認定留学の出願をすることができる。

(出願手続)

第4条 留学を希望する者は、所定の募集期間内に留学願及びその他必要な書類を大学院事務課に提出しなければならない。

(審査及び留学の許可)

第5条 留学の許可は、大学院国際交流委員会の審議を経て、研究科委員会及び大学院委員会の承認を得た後、学長がこれを行う。

(留学の期間)

第6条 留学の期間は、在学する課程（前期及び後期）ごとに原則として1年以内とし、その期間を修業年限に算入することができる。

(留学終了時の提出書類)

第7条 留学を終了した者は、留学終了の日から1ヵ月以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学終了届
- (2) 留学先大学発行の履修科目成績・単位証明書
- (3) 所定の報告書
- (4) その他必要な書類

2 提出された報告書は、留学終了後1年以内に所属する研究科の大学院紀要に掲載するものとする。

(単位の認定)

第8条 留学中に修得した履修科目の単位は、研究科委員会の承認を得て、前期課程在学者は10単位、後期課程在学者は4単位を限度に修了に要する単位として認定することができる。

(協定留学中の学費)

第9条 協定留学中及び認定留学中の本学の学費は、所定の金額を納入しなければならない。

2 協定留学及び認定留学に参加する学生に対し、奨学金を支給することができる。

3 前項に規定する奨学金制度については、別に定める。

(留学の取消)

第10条 留学中の者が、次の各号に該当する場合は、研究科委員会及び大学院委員会の承認を得た後、学長が留学の許可を取消することがある。

- (1) 留学中成業の見込みがない者
- (2) 留学目的に著しく反する行為を行った者
- (3) 本学の学費納付等定められた義務を怠った者
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(事務担当)

第11条 この規程に関する学内事務は大学院事務課が担当し、留学先大学との折衝及び留学期間中の事務は国際交流課が担当する。

(規則の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

29 國學院大學大学院協定留学及び認定留学奨学金制度に関する規程

(平成30年1月11日制定)

(目的)

第1条 この制度は、國學院大學大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程（以下「協定留学等に関する規程」という。）第9条に基づき、海外の大学へ協定留学又は認定留学を行う大学院生に対し、学業を奨励し、経済援助を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この制度による奨学金受給対象者は、協定留学又は認定留学を本学より許可され、留学先大学への留学手続きを完了した大学院生とする。

(支給額)

第3条 この制度による奨学金は、協定留学又は認定留学期間が2学期間のものには40万円を、1学期間の者には20万円を支給する。

(出願方法)

第4条 この制度による奨学金を希望する者は、協定留学又は認定留学出願時に、所定の受給申請書を提出しなけ

ればならない。

(選考)

第5条 この制度による奨学生は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(支給の取り消し)

第6条 この制度による奨学金の支給を受けた者が、協定留学等に関する規定第10条の各号、又は次の各号の一に該当した場合、給付された奨学金全額を返還しなければならない。

- (1) 留学中に休学又は退学した者
- (2) 留学を途中放棄した者
- (3) 留学中及び留学後に求められる所定の書類を提出しない者
- (4) 大学院学則第37条の適用を受けた者

(運営事務)

第7条 この規定に関する学内事務は、大学院事務課がこれを担当する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

30 大学院学生研究室規程

(昭和43年11月13日制定)

第1条 本学大学院学生が研究を行う場所として、学生研究室を設ける。

第2条 学生研究室には、研究に必要な図書を置く。

第3条 この研究室の利用については大学院学生がその責めを負い、大学院各研究科幹事がこれを指導する。

第4条 この研究室運営の事務は、大学院事務課がこれに当たる。

附 則

この規程は、昭和43年11月13日より施行する。

31 大学院紀要掲載規程

1. 文学研究科 國學院大學大学院紀要—文学研究科— (平成25年7月1日施行)

本大学院文学研究科の機関誌として、「國學院大學大学院紀要—文学研究科—」を年一回発行する。

この紀要は大学院の使命に基づき論文ならびに次の事項を掲載する。

なお、論文の掲載は、査読を経て決定する。

- 1 教員の学術論文
- 2 博士(前期・後期)課程在学者のうち特に指導教員から推薦のあった研究論文
- 3 博士前期課程修了者のうち特に指導教員および研究科委員会から推薦のあった研究論文
- 4 博士後期課程単位修得退学者のうち特に指導教員及び研究科委員会からの推薦のあった研究論文
- 5 特別研究生のうち特に指導教員から推薦のあった研究論文
- 6 特別研究員の学術論文
- 7 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第八条による公表を目的とした博士学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨
- 8 課程博士及び修士の学位を得た者の氏名並びに論題
- 9 教員の個人研究活動
- 10 その他

2. 法学研究科 國學院法政論叢 (平成15年4月1日施行)

この紀要は本大学院の機関誌とし、その名称は國學院法政論叢として年一回発行する。

この紀要は大学院の使命に基づき以下の事項を掲載する。

- 1 教員の学術論文
- 2 博士課程後期在学者のうち特に指導教員から推薦のあった研究論文
- 3 特別研究員の学術論文
- 4 特別研究生(博士課程単位修得者)のうち特に指導教員から推薦のあった研究論文
- 5 博士課程前期修了者のうち特に指導教員及び研究科委員会から推薦のあった研究論文
- 6 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第八条による公表を目的とした博士学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨
- 7 課程博士及び修士の学位を得た者の氏名並びに論題
- 8 その他

3. 経済学研究科 國學院大學経済学研究(平成 29 年 12 月 20 日 施行)

この紀要は本大学院の機関誌として、その名称は國學院大學経済学研究として年一回発行する。
この紀要は大学院の使命に基づき次の者より原稿を募集する。

- 1 経済学研究科の教員及び特別研究員。
 - 2 博士課程前期・後期在籍者のうち特に指導教員から推薦のあった学生。
 - 3 特別研究生のうち特に指導教員から推薦のあった者。
 - 4 博士課程前期・後期修了者、後期において所定の単位を修得のうえ退学した者のうち特に指導教員および研究科委員会から推薦のあった者。
 - 5 1～4による共同執筆者。
- なお、原稿の種類は、論文・研究ノート・翻訳・その他とし、掲載は査読を経て決定する。

32 大学院国際交流旅費補助に関する規程

(平成 25 年 4 月 11 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院生が海外において、国際的な学会、研究集会へ出席及び研究調査を実施する場合の旅費補助に関する必要な事項を定める。

(資格)

第2条 補助を受けることができる者は、博士前期課程及び博士後期課程に在学している大学院学生とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は航空賃及び宿泊費とする。

2 他の資金から航空賃及び宿泊費が支給される場合は、補助対象外とする。

(補助額)

第4条 補助額は、航空賃及び宿泊費を合算して 20 万円を限度とする。ただし、航空賃についてはエコノミークラス利用での実費、宿泊費については1泊1万円までとし、5泊を限度とする。

(申請手続)

第5条 補助を受けようとする者は、次の書類について指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 所定の申請書(指導教員の承認を受けること)
- (2) 航空賃見積書
- (3) 学会開催の案内状又は招聘状
(国際的な学会、研究集会への出席の場合)
- (4) 研究調査計画書及び行程表
(研究調査の場合)

(審議決定)

第6条 補助対象者及び補助額の決定は、大学院国際交流委員会の議を経て、学長が決定する。

(補助額の支払方法)

第7条 航空賃は、第5条第2号により採択した業者からの請求書に基づいて支払うものとする。

宿泊費は、事後、領収書に基づいて支払うものとする。

(報告義務)

第8条 補助を受けた者は、帰国後1か月以内に所定の報告書を学長に提出しなければならない。

2 提出された報告書は、帰国終了後1年以内に所属する研究科の大学院紀要に掲載するものとする。

(事務)

第9条 この規程による旅費補助に関する事務は、大学院事務課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

33 國學院大學大学院経済学研究科税理士試験支援奨学金制度規程

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

(目的)

第1条 この規程は、國學院大學(以下「本学」という。)大学院経済学研究科の学生が税理士試験の合格を目指し、本学が指定する外部セミナー(以下「セミナー」という。)に参加するために必要な費用を支援する税理士試験支援奨学金制度(以下「本制度」という。)の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、本学大学院経済学研究科博士課程前期キャリアコースに在学し、税理士試験に1科目以上に合格している者とする。

2 前項の者は、標準修業年限内の者に限る。

(給付額及び給付回数)

第3条 奨学金の給付額は、受講料（セミナーの学習プランに係る受講料のうち、オプション費用を除く。）相当額の50パーセントとする。また1回につき10万円を上限とする。

2 給付回数は、在学期間中に2回までとする。

3 前2項の給付について、同一科目に関しては1回限りとする。

(奨学金を給付された者の義務)

第4条 奨学金を給付された者は、次のことを実行しなければならない。

(1) セミナーを受講し、80パーセント以上出席すること

(2) 特段の事情がない限り、セミナーが実施する月例テストを受験すること

(3) 本学大学院経済学研究科博士課程前期を修了すること

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、所定の期間に次の書類を経済学研究科委員長に提出しなければならない。

(1) 本学所定の願書

(2) 本学所定の誓約書

(3) セミナーの受講料（セミナーの学習プランに係る受講料のうち、オプション費用を除く。）
領収書（納付書）

(4) 税理士試験科目の合格通知書（写）

(5) 個人情報の提供に関する同意書

(6) その他本学が指定する書類

(採用方法)

第6条 奨学金を給付される者の採用は、書類選考及び面接を大学院経済学研究科委員会が行い、同研究科の推薦に基づき学長がこれを決定する。

(採用の取り消し)

第7条 奨学金を給付された者が休学又は退学し、又は第4条各号に定める義務に違反したときは、本学は採用を取り消すことができる。

(返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金を給付された者は、原則として奨学金の全額を返還しなければならない。

(1) 第4条に規定する義務を果たせなかったとき

(2) 第7条により採用を取り消されたとき

(3) 國學院大學大学院学則第37条の適用を受けたとき

2 次の場合は奨学金を給付された本人の申し出により、半額を上限として返還の減免措置を講ずることができる。

(1) 健康上の理由又は経済的事情により、休学又は退学し、奨学金を給付される資格を喪失したとき

(2) 第4条第3号の規定によるとき

(3) その他相当の理由があることを本学が認めたとき

3 前項の減免措置は、経済学研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(セミナーの決定)

第9条 セミナーは、経済学研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(事務)

第10条 この制度の事務は、教学事務部大学院事務課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

34 学費等納付金（大学院学則第 29 条）

学費及び諸費の納入は、入学年度始めに下記の表により全額納入を原則とする。
やむを得ない事情により所定の期日までに納入できない場合は、大学院事務課に申し出ること。

令和 4 年度の学費等納付金一覧

単位：円

項 目		前期課程				後期課程				
		本学出身者		他大学出身者		本学(前期)出身者		他大学出身者		
		令和 4 年度 入 学	令和 3 年度 以前入学	令和 4 年度 入 学	令和 3 年度 以前入学	令和 4 年度 入 学	令和 3 年度 以前入学	令和 4 年度 入 学	令和 3 年度 以前入学	
学 費	入 学 金	100,000	—	200,000	—	—	—	200,000	—	
	授 業 料	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	
	施 設 設 備 費	100,000	100,000	200,000	200,000	—	—	200,000	200,000	
	維 持 運 営 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	小計	715,000	615,000	915,000	715,000	515,000	515,000	915,000	715,000	
諸 費	大 学 院 紀 要 代	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	(文)國學院雑誌代	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	(法)國學院法學代	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	(経)経済学会費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	院友会(同窓会)入会金	—	—	10,000	—	—	—	10,000	—	
	小 計	文 学 研 究 科	4,000	4,000	14,000	4,000	4,000	4,000	14,000	4,000
		法 学 研 究 科	5,000	5,000	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000	5,000
経 済 学 研 究 科		4,000	4,000	14,000	4,000	4,000	4,000	14,000	4,000	
合 計	文 学 研 究 科	719,000	619,000	929,000	719,000	519,000	519,000	929,000	719,000	
	法 学 研 究 科	720,000	620,000	930,000	720,000	520,000	520,000	930,000	720,000	
	経 済 学 研 究 科	719,000	619,000	929,000	719,000	519,000	519,000	929,000	719,000	

- 備考 1. 上記学費等納付金について
 全て半期分ずつの分納となり、1年次後期より銀行口座からの自動引落となる。指示に従って手続きを進めること。
2. 授業料、施設設備費、維持運営費は在学中毎年度納入するものとする。
3. 本学出身者の入学金及び施設設備費については、次のとおりとする。
 イ. 前期課程 半額
 ロ. 後期課程 本学前期課程修了者は徴収しない。
 本学学部出身者で、他大学前期課程修了者は半額。
4. 在学生の学費等納入期限は、書類にて送付するので各自確認すること。

入学年度により履修方法及び授業科目名が異なるため入学時の大学院学生便覧履修要綱を参照すること。

1. 博士前期課程文学研究科共通

【修了必要単位数】

本大学院博士前期課程に、原則として2年以上在学し、30単位（※注1）を修得したうえで、最終試験（修士学位申請論文及びこれに関連した学問領域についての口述試験）に合格した場合に、修士の学位が授与される。

（※注1）本学大学院学則第20条第2項・第3項及び第22条により修得した単位、同21条により認定された単位を含む。

なお、学部の授業科目は、履修することはできる（教職専門科目・諸資格講座科目等を除く）が、修了要件には含まれない。

【カリキュラムの留意点について】

授業科目の Semester 化、複数の教員による指導体制の確立、コースワーク科目の設置がなされている。下記の点に留意すること。

- 1) 主に研究指導を行う教員と、研究分野に関連する内容を専門とする教員の複数体制で指導を行う。詳細については、履修指導時に説明を行う。各専攻・コースの指示に従うこと。
- 2) 1年次前期のコースワーク科目受講後、指導教員は、7月末頃に決定する。
- 3) 必修科目の論文指導演習8単位は、1 Semester 毎の主たる指導教員の論文指導演習A・Bである。1年次前期は指導教員が未定のため、いずれの教員の論文指導演習Aを履修しても必修科目の単位数に含まれる（2単位まで）。主たる指導教員以外の論文指導演習を履修した場合、必修科目の単位数には含まれないが、修了要件の30単位には含まれる。専攻を超えて論文指導演習の履修を希望する場合は、別途手続を指示する。

神道学・宗教学専攻

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
必修科目	論文指導演習A（前期） B（後期）	1年次4単位（A・Bそれぞれ2単位） 2年次4単位（A・Bそれぞれ2単位）	10単位
	神道学・宗教学理論演習	1年次前期2単位	
選択科目		1年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を継続して履修すること。	8単位以上
合計			30単位以上
修士学位論文			

・神道専攻課程Ⅱ類希望者は、本便覧71頁の備考欄を参照のこと。

文学専攻**・日本文学コース****【履修方法】**

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	10 単位
	日本古典研究 A または B	いずれか 2 単位を修得すること。	
専攻選択科目 A-I		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	8 単位以上
専攻選択必修科目	日本文学研究法 (上代～近現代)	1 年次前期 2 単位	2 科目 4 単位
専攻選択科目 A-II			2 科目 4 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

・日本語学コース**【履修方法】**

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	10 単位
	日本古典研究 A または B	いずれか 2 単位を修得すること。	
専攻選択科目 B-I		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	8 単位以上
専攻選択必修科目	日本語学研究法	1 年次前期 2 単位	2 科目 4 単位
専攻選択科目 B-II			2 科目 4 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

・中国文学コース

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	10 単位
	日本古典研究 A または B	いずれか 2 単位を修得すること。	
専攻選択科目 C-I		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	8 単位以上
専攻選択必修科目	中国文学研究法	1 年次前期 2 単位	2 科目 4 単位
専攻選択科目 C-II			2 科目 4 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

伝承文学コース

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A(前期) B(後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	10 単位
	日本古典研究 A または B	いずれか 2 単位を修得すること。	
専攻選択科目 D-I		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	8 単位以上
専攻選択必修科目	伝承文学研究法	1 年次前期 2 単位	2 科目 4 単位
専攻選択科目 D-II			2 科目 4 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

高度国語・日本語教育コース

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	10 単位
	日本古典研究 A または B	いずれか 2 単位を修得すること。	
専攻選択科目 E-I		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	8 単位以上
専攻選択必修科目	日本語教育学研究法	1 年次前期 2 単位	2 科目 4 単位
	※高度国語選択者については「日本文学研究法」(上代～近現代)を履修すること。		
専攻選択科目 E-II			2 科目 4 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

【文学専攻「複専修」について】

複専修制度は、幅広い研究分野で質の高い専門的知識を修得し研究成果につなげるために、専攻主分野の科目(主コース)と専攻副分野の科目(他コース)の単位修得により前期課程の修了単位を満たすものである。複専修を希望する場合は、履修指導時に指導教員の指導を受け、計画的に他コースの科目を履修すること。なお、成績表には複専修の表記はしない。

史学専攻**日本史学コース****【履修方法】**

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	8 単位
専攻選択必修科目	史学方法論研究 I (文献史学の研究法を扱う)	1 年次前期 2 単位	2 単位
選択科目 A		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	16 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

外国史学コース**【履修方法】**

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	8 単位
専攻選択必修科目	史学方法論研究 I (文献史学の研究法を扱う)	1 年次前期 2 単位	2 単位
選択科目 B		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	16 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

考古学コース**【履修方法】**

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	8 単位
専攻選択必修科目	史学方法論研究 II (非文字資料・物質資料の研究法を扱う)	1 年次前期 2 単位	2 単位
選択科目 C		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	16 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

美学美術史コース

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	8 単位
専攻選択必修科目	史学方法論研究Ⅱ (非文字資料・物質資料 の研究法を扱う)	1 年次前期 2 単位	2 単位
選択科目 D		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	16 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

博物館学コース

【履修方法】

科目区分		履修方法	単位数
専攻必修科目	論文指導演習 A (前期) B (後期)	1 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位) 2 年次 4 単位 (A・B それぞれ 2 単位)	8 単位
専攻選択必修科目	史学方法論研究Ⅱ (非文字資料・物質資料 の研究法を扱う)	1 年次前期 2 単位	2 単位
選択科目 E		1 年次後期以降、主たる指導教員の担当する科目を含めて継続して履修すること。	16 単位
合計			30 単位以上
修士学位論文			

【文学研究科修士学位論文審査基準】

1. 研究対象と研究目的が明確であり、それに応じた適切な研究方法が用いられていること。
2. 研究対象に関わる先行研究が、網羅的かつ体系的に纏められ、そこに学位申請者の研究が位置づけられていること。
3. 研究資料の調査と収集が適切であり、分析と考察が論理的・実証的に適切であること。
4. 新しい知見と独自の観点からの結論があり、学術的に価値を有すること。
5. 研究成果が当該分野の研究に寄与する内容であること。
6. 研究目的・方法・内容などが、研究倫理を遵守していること。
7. 学位申請者が当該分野における幅広く深い知識を持ち、その分野において優れた能力を示すと認められる人物であること。

2. 博士前期課程 法学研究科

(1) 修了必要単位数

30 単位（本学大学院学則第 20 条第 2 項及び第 3 項により修得した単位、同第 21 条により認定を受けた単位を含む。）

(2) 履修方法

I. 単位

◎研究コース〔令和元年度以前入学者及び令和 2 年度以降入学者のうち「研究コース」の者〕

*研究コースは、法学又は政治学の研究職を目指す者のみならず、法学又は政治学に関する関心をさらに深めて学修したい者をも対象とし、後期課程への進学、又は、自らの関心を深めることを目標とする。

- 必修 指導教員の担当する講義 4 単位及び論文指導演習 A・B 4 単位、併せて 8 単位を修得すること。
- 選択イ 授業科目（本便覧 75 頁～76 頁の授業科目の講義又は演習）のうちから併せて 22 単位以上を修得すること。
- ロ 指導教員の担当する講義又は論文指導演習を必要単位数である 8 単位を超えて修得した場合は、4 単位を選択の単位数として修了単位に認定できる。
- ハ 指導教員の特殊研究（演習）は、継続して修得しても修了単位としては認定しない。したがって、指導教員の担当する授業科目は、16 単位まで修了単位として認定される。
- ニ 指導教員以外の同一授業科目は、継続して修得しても修了単位としては認定しない。
- ホ 指導教員が学生の研究上必要と認めて修得させる他の研究科の授業科目については、8 単位までは、修了単位として充当することができる。
なお、学部の授業科目は、履修することはできる（教職に関する科目・諸資格講座科目を除く）が、修了要件には含まれない。

◎公務員養成コース〔令和 2 年度以降入学者〕

*公務員養成コースは、国家又は地方公務員を目指す者を対象とし、試験に合格するのみならず、就職後、実務においても学術的基礎に基づいた活躍ができるようになることを目標とする。

- 必修 指導教員の担当する講義 4 単位及び論文指導演習 4 単位、併せて 8 単位を修得すること。
- 選択イ 授業科目（本便覧 75 頁～76 頁の授業科目の講義又は演習）のうちから併せて 22 単位以上を修得すること。
- ロ 秋季入試に合格し先取履修をする者は、プロジェクト・ペーパーの対象として選んだ「実践研究」科目を含め、先取履修を認められた授業科目の中から 10 単位まで履修することができる。
- ハ 指導教員の担当する講義又は論文指導演習を必要単位数である 8 単位を超えて修得した場合は、6 単位を選択の単位数として修了単位に認定できる。
- ニ 指導教員の特殊研究（演習）は、4 単位を選択の単位数として修了単位に認定できる。したがって、指導教員の担当する授業科目は、18 単位まで修了単位として認定される。
- ホ 指導教員が学生の研究上必要と認めて修得させる他の研究科の授業科目については、8 単位までは、修了単位として充当することができる。
なお、学部の授業科目は、履修することはできる（教職に関する科目・諸資格講座科目を除く）が、修了要件には含まれない。
- ※ 公務員養成コースについては、指導教員以外の同一授業科目を継続して修得することができる（継続して履修した場合でも修了単位として認定する）。

II. 研究指導・論文指導演習

イ 授業時間割以外に指導教員のもとで、1 年次には「研究指導」を、2 年次には「論文指導演習」を受けなければならない。

※但し、早期修了希望者は所定の手続きにより、1 年次に「論文指導演習」を受けること。

ロ 「研究指導」又は「論文指導演習」の曜時は、各自が指導教員と相談のうえ設定し、他の授業科目とともに登録しなければならない。

- ハ 秋季入試に合格し、公務員養成コースに登録して先取履修する者は、各自が指導教員と相談の上、先取履修する授業科目とともに「研究指導」に登録しなければならない。

Ⅲ. コースの変更

「公務員養成コース」から「研究コース」に変更を希望する者は、毎年度の初めに申し出て手続をする。

【法学研究科修士学位論文審査基準】

1. 研究テーマの妥当性
2. 先行研究に対する調査と整理の適切性
3. 調査・分析方法の妥当性
4. 論述と内容の論理一貫性
5. 論文構成（章、節および注）の適切性

3. 博士前期課程 経済学研究科

【修了必要単位数】

本大学院博士前期課程に、原則として2年以上在学し、30単位（※注1）を修得したうえで、最終試験（修士学位申請論文及びこれに関連した学問領域についての口述試験）に合格した場合に、修士の学位が授与される。

（※注1）本学大学院学則第20条第2項・第3項及び第22条により修得した単位、同21条により認定された単位を含む。

なお、学部の授業科目は、履修することはできる（教職専門科目・諸資格講座科目等を除く）が、修了要件には含まれない。

【カリキュラムについて】

指導教員、副指導教員（アカデミック・コースのみ）は入学時の研究計画に基づき、経済学研究科委員会で決定し告知する。なお、研究内容により指導教員を変更したい場合は1年次後期、2年次前期授業開始までに申し出ること。

経済学専攻

アカデミック・コース

アカデミック・コースは経済学ないし経営学分野において、将来的に研究者を目指す者または高度な学術的知識を必要とする職業に就く者を対象とし、当該学術分野の基本的な知見を身につけることを目的とする。

【履修方法】

科目区分	履修方法	単位数
論文指導演習 A（前期） B（後期）	1年次 4単位（A・Bそれぞれ2単位） 2年次 4単位（A・Bそれぞれ2単位）	8単位
専攻必修科目	研究方法と倫理	1年次前期 2単位
専攻選択科目	「理論経済学研究 A I」 「統計学特論 A」 「経営学特論 A I」	左記3科目のうちから2科目を修得すること。 2科目 4単位

選択科目	指導教員及び副指導教員の授業科目を、原則として2年間履修し、8単位修得すること。ただし、指導教員担当科目のうち必修単位数を超えて修得した場合は、超えた単位のうち4単位は選択単位として流用できる。	16単位
合計		30単位以上
修士学位論文		

- 1) 指導教員又は指導教員以外の授業科目（講義）のうちから20単位以上を修得すること。
- 2) 指導教員以外（副指導教員も含む）の同一授業科目は、継続して修得しても修了単位としては認定しない。
- 3) 指導教員が学生の研究上特に必要と認めて修得させる他の研究科・他の専攻の授業科目については、8単位までは、修了に要する単位として充当することができる。

キャリア・コース

キャリア・コースは税理士試験の科目免除を目指す者を対象とし、免除を認定されるに足る修士論文の作成を行うことを目的とする。

【履修方法】

科目区分	履修方法	単位数
論文指導演習 A（前期） B（後期）	1年次4単位（A・Bそれぞれ2単位） 2年次4単位（A・Bそれぞれ2単位）	8単位
専攻必修科目	研究方法と倫理	1年次前期2単位
選択科目	指導教員の授業科目を、原則として2年間履修し、8単位修得すること。ただし、指導教員担当科目のうち必修単位数を超えて修得した場合は、超えた単位のうち4単位は選択単位として流用できる。	16単位
	税務特講	1年次に履修すること。
合計		30単位以上
修士学位論文		

- 1) 指導教員又は指導教員以外の授業科目（講義）のうちから20単位以上を修得すること。
- 2) 指導教員以外の同一授業科目は、継続して修得しても修了単位としては認定しない。
- 3) 指導教員が学生の研究上特に必要と認めて修得させる他の研究科・他の専攻の授業科目については、8単位までは、修了に要する単位として充当することができる。

【各コース共通】

論文指導演習

- 1) 授業時間割以外に指導教員のもので、「論文指導演習」を定期的に受けなければならない。
- 2) 「論文指導演習」の曜時は、各自が指導教員と相談のうえ設定し、他の授業科目とともに登録しなければならない。

【修士学位論文審査基準】

1. 研究対象と目的が明確であり、それに応じた適切な研究方法が用いられていること。
2. 研究対象に関わる先行研究が、網羅的かつ体系的に纏められ、そこに学位申請者の研究が位置づけられていること。
3. 研究資料の調査と収集が適切であり、分析と考察が論理的・実証的に適切であること。
4. 研究成果が当該分野の研究に寄与する内容であること。
5. 研究目的・方法・内容などが、研究倫理を遵守していること。
6. 学位申請者が当該分野における幅広く深い知識を持ち、その分野で優れた能力を示すと認められること。

修士学位申請論文

修士学位申請論文の体裁は、次の各研究科指定のとおりにすること。提出方法については、大学院事務課からの案内に基づき、オンライン方式で提出すること。

【文学研究科】

本文体裁（受領基準）は、以下の基準を満たすものとする。

1 ページ（タテ書・ヨコ書共通設定）805 字×25 ページ以上、総字数 20,000 字以上

文字ポイント設定_文字ポイント：11 ポイント、

ページ設定_1 頁：35 文字/行×23 行=805 文字

※行間は字数に含めない

※原則として、表や図は字数に含めない

論文最終ページに設定（文字ポイント・ページ設定）と総ページ数・総文字数を明記すること。

【法学研究科】

- ・「研究コース」所属の者は「修士論文」を、「公務員養成コース」所属の者は「プロジェクト・ペーパー」をそれぞれ執筆する。
- ・公務員養成コースの「プロジェクト・ペーパー」の題目を決めるにあたっては、各自が指導教員と相談の上、「自己の関心のある政策上の課題に関し、それを解明するために必要な学問分野の学術的知見を踏まえて、政策提言を行う」内容とする。
- ・修士論文又はプロジェクト・ペーパーのいずれも 12,000 字以上であること。
- ・書式は、タテ書でもヨコ書でもよいが、タテ書の場合でも、外国語を文章中に原語で引用する場合には、ヨコ書で表記すること。

【経済学研究科】

- ・修士論文は 20,000 字以上（図表を含めない）とする。
- ・用紙サイズは A4 サイズとし、書式は指導教員の指示に従うこと。

4. 博士後期課程

◎ 後期課程修了（課程博士学位取得）要件

- （1）在学期間 本大学院博士後期課程に標準修業年限 3 年以上在学するものとする。ただし、優れた業績をあげた者は 2 年以上在学すれば足りるものとする。
- （2）必要単位 各研究科の履修要綱の定めにより、12 単位以上を修得するものとする。
- （3）研究指導 各研究科並びに入学年度の定めにより、定期的に「研究指導」又は「論文指導演習」を受けなければならない。
- （4）論文提出 博士学位申請論文を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。なお、提出に際しては本大学院学則・本学学位規則及び本便覧 34～35 頁の各研究科「博士学位の授与に関する内規」の項参照。

※ 提出部数及び申請時に提出する書類等

- ① 学位授与申請書 (1通) 指定用紙 様式 1
- ② 論文目録 (1通) 指定用紙 様式 2
- ③ 履歴書 (1通) 指定用紙 様式 3
- ④ 研究業績書 (1通) 指定用紙 様式 4
- ⑤ 住民票 (1通) 発行後 3 ヶ月以内のもの、本籍記載のもの
- ⑥ 学位申請論文 (6部)
- ⑦ 論文の要旨 (6部) 8,000 字程度にまとめたもの

* その他参考論文があるときは、当該参考論文 (6部) も添付のこと。

★ 参考

文部科学省の定め(本学学位規則第 11 条)により、博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文をインターネットの利用により公表することになっており、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を受けて当該論文の全文に代えてその内容の要約したものを公表するものとする。要約を公表した場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

また、博士の学位の名称を用いるときは、「博士(〇〇学・國學院大學)」のように、専門分野・授与大学名を附記すること。

博士後期課程 文学研究科

(1) 修了必要単位数

12 単位以上とする。

指導教員の「授業科目」又は指導教員の指定する「授業科目」から 8 単位以上、「論文指導演習 A・B」12 単位の修得を原則とする。

(2) 論文指導演習

指導教員の定める方針に従い、「論文指導演習 A・B」を定期的に受けなければならない。「論文指導演習 A・B」の曜時は、各自が指導教員と相談のうえ設定し、他の授業科目とともに登録しなければならない。

(3) 博士学位申請論文提出への過程

- ① 後期課程入学後、6 月末日までに指導教員の指導・承認を経て「博士学位申請論文作成計画書」を提出するものとする。
- ② 研究の成果として毎年度の 2 月末日までに所定の様式による「年次研究成果報告書」を提出するものとする。最終学年の者は、1 月中旬の指定日までに提出すること。
- ③ 提出期限は毎年 4 月又は 9 月とする。
なお、「博士学位申請論文中間報告」として博士論文の草稿 (清書すれば完成論文となる構成と内容のもの) を、博士学位申請論文提出の 3 ヶ月前までに提出すること。
ただし、「注」や「図表」等については必ずしも完成したものでなくてもよい。
- ④ 「博士学位申請論文中間報告」の提出の有無に限らず、当該年度の「学位論文作成計画・論文要旨」・「年次研究成果報告書」を繰返し提出するものとする。
- ⑤ 博士学位申請論文提出に際しては、指導教員の承認を得なければならない。
* 大学ホームページに掲載されている「学位取得までの流れ」参照

(4) 論文審査及び最終試験

博士学位申請論文を提出した者は、論文の審査、及び博士後期課程の最終試験 (口述、公開審査) を受けなければならない。

(5) 課程博士の学位申請基準

神道学・宗教学専攻

- ・ 研究業績として、査読制度をもつ学術誌への掲載論文 1 編以上を含む 3 編以上の学術論文を公表した研究業績を有する者。
- ・ 課程博士の学位申請論文枚数は、400 字詰め原稿用紙に換算して 400 枚以上を原則とする。

文学専攻

- ・ 研究業績として、査読制度をもつ学術誌への掲載論文 2 編以上を含む 3 編以上の学術論文を公表していること。各研究室で要件が異なるので必ず確認すること。
- ・ 課程博士の学位申請論文の枚数は、日本語による場合、400 字詰め原稿用紙に換算して 400 枚以上を原則とする。

史学専攻

- ・研究業績として、原則として査読制度をもった学術誌への掲載論文を2編以上含んで合計4編以上(但し、未公開の論文のうち公刊が決定された論文をこの中に含めることができる)とする。
- ・課程博士の学位申請論文枚数は、400字詰め原稿用紙に換算して400枚以上を原則とする。但し、外国語で執筆する場合はこれに準じた枚数とする。

(6) 課程博士の学位審査基準(各専攻 共通)

1. 研究対象と研究目的が明確であり、それに応じた適切な研究方法が用いられていること。
2. 研究対象に関わる先行研究が、網羅的かつ体系的に纏められ、そこに学位申請者の研究が位置づけられていること。
3. 研究資料の調査と収集が適切であり、分析と考察が論理的・実証的に適切であること。
4. 新しい知見と独創的な観点からの結論があり、かつ当該領域の学界で評価された学位申請者の研究が含まれていること。
5. 研究成果が当該分野の研究に寄与し、その分野の研究を進展させる内容であること。
6. 研究目的・方法・内容などが、研究倫理を遵守していること。
7. 学位申請者が当該分野における幅広く深い知識を持ち、その分野において指導的な役割を果たすことができる優れた能力を持つと認められる研究者であること。

博士後期課程 法学研究科

(1) 修了必要単位数

12単位以上とする。

(2) 履修方法

I 単位

- イ 指導教員が担当する授業科目(講義又は演習。なお、論文指導演習を含む)もしくは、指導教員が指定する授業科目から12単位以上を修得するものとする。
- ロ 「論文指導演習」は、後期課程入学後3年間を通じて8単位以上修得するものとする。

II 研究指導・論文指導演習

- イ 授業時間割科目以外に指導教員のもとで、定期的に「研究指導」又は「論文指導演習」を受けなければならない。
- ロ 「研究指導」又は「論文指導演習」の曜時は、各自が指導教員と相談のうえ設定し、他の授業科目とともに登録しなければならない。

(3) 博士学位申請論文の提出

- イ 博士学位申請論文提出に際しては、指導教員の承認を得なければならない。
- ロ 提出期限は毎年9月の所定の期日とする。

(4) 課程博士の学位審査基準

1. 研究の学問的意義
2. 先行研究に対する網羅的な調査と、それを踏まえた研究視角の明瞭性
3. 研究の目的と特性からみた、調査・分析方法の学問的妥当性
4. 論述と内容の論理一貫性および研究成果の独創性
5. 論文構成(章・節および注)の厳密さと適切性

博士後期課程 経済学研究科

(1) 修了必要単位数

12単位以上とする。

(2) 履修方法

I 単位

指導教員の「授業科目」又は指導教員の指定する「授業科目」から8単位以上修得するものとし、「論文指導演習」は、後期課程入学後3年間を通じて8単位以上修得するものとする。

II 研究指導・論文指導演習

- イ 授業時間割以外に指導教員のもとで定期的に「研究指導」を受けなければならない。
- ロ 「研究指導」又は「論文指導演習」の曜時は、各自が指導教員と相談のうえ設定し、他の授業科目とともに

に登録しなければならない。

(3) 博士学位申請論文の提出

イ 博士学位申請論文提出に際しては、指導教員の承認を得なければならない。

ロ 提出期限は毎年10月とする。

(4) 論文審査及び最終試験

提出された博士学位申請論文の審査及び博士課程最終試験（口述）に合格しなければならない。

(5) 課程博士の学位審査基準

1. 研究対象と目的が明確であり、それに応じた適切な研究方法が用いられていること。
2. 研究対象に関わる先行研究が、網羅的かつ体系的に纏められ、そこに学位申請者の研究が位置づけられていること。
3. 研究資料の調査と収集が適切であり、分析と考察が論理的・実証的に適切であること。
4. 新しい知見と独創的な観点からの結論があり、かつ当該領域の学界で評価された学位申請者の研究が含まれていること。
5. 研究成果が当該分野の研究に寄与し、その分野の研究を進展させる内容であること。
6. 研究目的・方法・内容などが、研究倫理を遵守していること。
7. 学位申請者が当該分野における幅広く深い知識を持ち、その分野において指導的な役割を果たすことができる優れた能力を持つと認められること

5. 単位認定方法（博士前期課程・博士後期課程共通）

単位認定方法

単位認定方法は、試験（筆記・口述）・単位論文・平常成績のいずれか、又は、これらを総合して行う。なお、各授業科目の単位認定方法は、シラバスに評価方法として掲載されているが、詳細については前期開講科目は7月上旬、後期開講科目は12月上旬に告知する。

【成績評価】

シラバスに科目の目的・内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献、授業計画を明示したうえで、厳格な成績評価および修了認定を行うこととする。

公平性に配慮しつつ、学期末試験の成績、授業への出席状況、授業での発言、レポート・小テスト等の課題への取り組みと成果等を考慮して、成績を評価する。

各授業科目の成績評価方法については、各学期の授業終了以前に告知する。詳細は、各科目とも担当教員の指示にしたがうこと。

成績評価基準

評価	基準点	合 否	QPI
S	100～90	合 格	4.0
A	89～80		3.0
B	79～70		2.0
C	69～60		1.0
G	なし	合 格	対象外
N	なし		対象外
D	59～0	不 合 格	0.0
R	評価対象外		0.0

※合格した授業科目については、上表にしたがい、所定の単位を与える。

※「G」は、一定の基準をクリアした場合に与えられ、ABC評価をしない場合に用いられる評価である。単位が認定される。

※「N」は、本大学院入学前に修得した単位に与えられる評価である。単位が認定される。

※「R」は、出席日数不足、評価レポート未提出の場合に与えられる評価である。単位は認定されない。

※「QPI」については、次項「GPA制度」を参照すること。

【GPA制度】

成績評価の公平性・透明性を維持・確保するとともに、主体的かつ責任ある履修、学修・教育効果の向上を図ることを目的に、GPA (Grade Point Average) 制度を導入する。

成績評価基準に基づき、各年次における GPA 値は、登録科目の単位数と成績評価ごとに定められた QPI (Quality

Point Index) を用い、登録した各科目の単位数に QPI を乗じたものの合計を、登録した科目の単位数の合計で割ることによって求めるものとする。

大学院では学修の支援・指導を行うにあたり、この GPA 値を用いる。

その他

1. 授業科目・シラバス

授業科目は、本便覧 70 頁～94 頁を参照のこと。なお、シラバスについては、学生支援システム K-SMAPY II に掲載されている。

2. 履修登録

指導教員の指導により履修科目を決定のうえ、履修登録期間内に K-SMAPY II から WEB 登録すること。「研究指導」又は「論文指導演習」だけの場合も必ず登録のこと。前年度までの成績は各自が K-SMAPY II にログインして確認のこと。履修登録期間は、K-SMAPY II より告知する。

(注意事項)

イ. 履修登録後、履修確認表を配付するので、登録科目・研究指導又は論文指導演習の曜時を確認し、指導教員の承認印を受け大学院事務課に提出すること。

ロ. 本学専攻科・学部の授業科目を履修する場合は、大学院所定の用紙に必要事項を記入し、指導教員の承認印を受け、履修登録期間内に大学院事務課に提出すること (K-SMAPY II での WEB 登録は不可)。

3. 本学大学院入学以前の既修得単位または既に履修した科目の単位の認定について

本学大学院学則第 21 条の規定により、大学院における既修得単位または履修した科目の単位の認定を受けようとする者は、学則 21 条及び本便覧 33 頁の「8 國學院大學大学院入学以前の既修得単位及び履修科目の単位の認定に関する規程」により所定の手続を経なければならない。

4. 指導教員の変更

やむを得ない理由が生じ、指導教員を変更しなければならない場合は、所定の用紙で大学院事務課に願い出て、当該研究科委員会の承認を得た後、変更することができる。

5. 単位互換制度

単位互換制度とは、他大学院と協定を結び他大学院の授業科目の履修を認め、他大学院で修得した単位を本学の修了単位として認定するものである。この制度による履修者を委託特別聴講生という。

現在、本学大学院において単位互換の協定を締結している専攻は、文学研究科の 3 専攻である。協定大学は次のとおり。

イ 協定大学院

文学専攻

聖心女子大学大学院文学研究科	(日本語日本文学専攻)
実践女子大学大学院文学研究科	(国文学専攻)
青山学院大学大学院文学研究科	(日本文学・日本語専攻、史学専攻)

史学専攻

青山学院大学大学院文学研究科	(史学専攻)
中央大学大学院文学研究科	(日本史学、東洋史学、西洋史学各専攻)
上智大学大学院文学研究科	(史学専攻)
明治大学大学院文学研究科	(史学専攻)
立教大学大学院文学研究科	(史学専攻)
専修大学大学院文学研究科	(史学専攻)
国土舘大学大学院人文科学研究科	(人文科学専攻 日本史・東洋史コース)
駒澤大学大学院人文科学研究科	(歴史学専攻)

東海大学大学院文学研究科 (史学専攻)
東洋大学大学院文学研究科 (史学専攻)
清泉女子大学大学院人文科学研究科 (思想文化専攻)

神道学・宗教学専攻

駒澤大学大学院人文科学研究科 (仏教学専攻)
創価大学大学院文学研究科 (社会学専攻)
大正大学大学院文学研究科 (宗教学専攻)
東洋英和女学院大学大学院人間科学研究科 (人間科学専攻)
聖心女子大学大学院文学研究科 (人間科学専攻)
立教大学大学院キリスト教学研究科 (キリスト教学専攻)

ロ 聴講手続

- ① 大学院事務課に用意してある所定の願出用紙に必要事項を記入し、所属大学院の指導教員の承認印、大学院事務課担当者の査印を受けて、聴講手数料並びに写真2枚を添えて、履修を希望する大学院の事務担当課に提出する。
- ② 協定校の授業時間割表・シラバスは、大学院事務課窓口で閲覧できる。
- ③ 聴講手数料は1科目2,000円(半期2単位科目は1科目1,000円)。

ハ 単位の認定

委託特別聴講により履修した単位(協定校の認定基準による)は、8単位の範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。(本大学院学則第19条、20条、21条、22条を参照のこと)

6. 修士学位申請論文 第一次題目届

前期課程(修士課程)1年次に在学する者は、所定の期日までに指導教員の認印を得て、本学所定の用紙により修士学位申請論文題目届(副題を含む)を提出しなければならない。

提出締切日 各研究科 11月30日(水)正午 ※詳細は掲示により指示

7. 修士学位申請論文 題目届

- (1) 前期課程(修士課程)2年次(早期修了希望者は1年次)に在学する者は、所定の期日までに指導教員の認印を得て、本学所定の用紙により修士学位申請論文題目届(副題を含む)を提出しなければならない。

提出締切日 各研究科 5月31日(火)正午 ※詳細は掲示により指示

- (2) 論文題目届提出の後、やむを得ず題目を変更しなければならないときは、指導教員の認印を得て、「修士学位論文題目変更届」を11月11日(金)までに大学院事務課に提出しなければならない。ただし、法学研究科は令和5年1月10日(火)正午までとする。

8. 提出期間 令和4年12月6日(火)～令和5年1月10日(火)正午 ※厳守

提出はいかなる理由があっても日時の遅延は認められないので、時間的余裕を持って提出のこと(提出最終日に投稿できなかったため修了できなかったケースがある)。

9. 最終試験(博士前期課程)

当該年度修了予定者を対象に、修士学位申請論文及びこれに関連した学問領域について、下記日程により口述試験を行う。

イ 文学研究科 2月16日(木)

ロ 法学研究科 2月24日(金)

ハ 経済学研究科 2月24日(金)

試験開始時間・場所等については1月下旬に掲示する。

なお、事情により修了を延期せざるを得ない者は、最終試験前に指導教員の許可を得た後「修了延期願」を大学院事務課に提出しなければならない。

最終試験の合格発表は、文学研究科・法学研究科は2月27日(月)14時、経済学研究科は2月28日(火)14時に行う。

授与される修士学位の名称

本大学院学則 第8条 第1項参照のこと。

10. 最終試験（博士後期課程）

最終試験は、各自の研究テーマに基づいて、これに関連する学問領域について口述試験を行う。

イ 文学研究科 最終試験日 2月16日（木）

在学3年目以上（休学期間を除く）の在學生で、修了予定者（課程博士学位取得見込み者）を除く、在學生を対象に実施する。

ロ 法学研究科 最終試験日 2月24日（金）

在学3年目（休学期間を除く）の在學生を対象に実施する。

ハ 経済学研究科 最終試験日 2月24日（金）

在学3年目以上（休学期間を除く）の在學生を対象に実施する。

- ※ 1. 最終試験受験者は、「研究業績書一覧」（リスト）を所定の期日（1月中旬）までに大学院事務課に提出のうえ、最終試験当日には「研究発表論文の掲載誌、又は、抜き刷り」を持参し、最終試験に臨むこと。
- 2. 引続き在学を希望する者は、指導教員の承認印を受けた「修了延期願」と「研究業績書一覧」を提出して、最終試験において今後の研究計画等を口述しなければならない。
- 3. 時間・場所等は1月下旬に掲示する。
- 4. 最終試験の合格発表は、文学研究科・法学研究科は**2月27日（月）14時**、経済学研究科は**2月28日（火）14時**に行う。

授与される博士学位の名称

本大学院学則 第8条第2項参照のこと。

11. 高度博物館学教育プログラムについて

1) 高度博物館学教育プログラムとは

本プログラムは高度で専門的な知識の修得及び技術と実践力を兼ね備えた人材養成を目的としており、学芸員資格取得者を対象とする。前期課程・後期課程の修了（所定単位修得退学）に加え、博物館学の授業科目を履修して所定の条件を満たすこと及び口頭試問に合格することにより、國學院大學が認定する「國學院ミュージアム・アドミニストレーター」「國學院ミュージアム・キュレーター」の独自資格を取得することができる。また、前期課程では「博物館学専門実習AⅠ・BⅠ」の学内インターンシップ、または「博物館学専門実習AⅡ・BⅡ」の学外インターンシップのどちらかに、後期課程では1年次に「博物館学特殊実習AⅠ・BⅠ」または「博物館学特殊実習AⅡ・BⅡ」の国内外インターンシップのどちらかに参加することが条件となる。2科目ともに履修することも可。

2) 履修説明会について

上記プログラムの履修説明会を4月のオリエンテーション時に実施する。その際に、受講条件・インターンシップならびに年間スケジュール等を説明する。日時は大学院掲示板を参照のこと。

3) 本大学院史学専攻博物館学コース以外の学生の複専修について

主専攻に加え本プログラムを複専修することにより、独自資格の取得が可能となる。修了要件以外の科目を履修することになるので、指導教員の許可を得ること。

高度博物館学教育プログラム履修科目一覧

年次	授業科目	開講時期	単位数	必修・選択	区分	備考
修士 1年次	論文指導演習A	半期	2	必修	★	
	論文指導演習B	半期	2	必修	★	
	資料保存展示論研究A(演習)	半期	2	必修	★・△	
	資料保存展示論研究B(演習)	半期	2	必修	★・△	
	地域博物館論研究A(演習)	半期	2	必修	★・△	
	地域博物館論研究B(演習)	半期	2	必修	★・△	
	博物館史特論(講義)	半期	2	選択必修	※	
	欧米博物館史特論(講義)	半期	2	選択必修	※	
	博物館学史特論(講義)	半期	2	選択必修	※	
	博物館関係法規特論(講義)	半期	2	選択	※	
	博物館資料論特論AⅠ(金工)(講義)	半期	2	選択必修	※	
	博物館資料論特論AⅡ(有職)(講義)	半期	2	選択必修	※	
修士 2年次	論文指導演習A	半期	2	必修	★	
	論文指導演習B	半期	2	必修	★	
	資料保存展示論研究A(演習)	半期	2	必修	★・△	
	資料保存展示論研究B(演習)	半期	2	必修	★・△	
	博物館学専門実習AⅠ(実習)	半期	2	選択必修	★・△	(注1)
	博物館学専門実習BⅠ(実習)	半期	2	選択必修	★・△	(注1)
	博物館学専門実習AⅡ(実習)	半期	2	選択必修	★・△	(注2)
	博物館学専門実習BⅡ(実習)	半期	2	選択必修	★・△	(注2)
	地域博物館論研究A(演習)	半期	2	選択	※	
	地域博物館論研究B(演習)	半期	2	選択	※	
	博物館経営特論(講義)	半期	2	選択	※	
	博物館教育活動特論(講義)	半期	2	選択	※	
	展示工学特論(講義)	半期	2	選択必修	※	
	博物館資料論特論BⅠ(民俗)(講義)	半期	2	選択必修	※	
	博物館資料論特論BⅡ(考古)(講義)	半期	2	選択必修	※	

年次	授業科目	開講時期	単位数	必修・選択	区分	備考
博士 3年次	論文指導演習A	半期	2	必修	★	
	論文指導演習B	半期	2	必修	★	
	資料保存展示論特殊研究A(演習)	半期	2	必修	★・▼	
	資料保存展示論特殊研究B(演習)	半期	2	必修	★・▼	
	地域博物館論特殊研究A(演習)	半期	2	選択		
	地域博物館論特殊研究B(演習)	半期	2	選択		
	博物館学特殊実習A I (実習)	半期	2	選択必修	★・▼	(注1)
	博物館学特殊実習B I (実習)	半期	2	選択必修	★・▼	(注1)
	博物館学特殊実習A II (実習)	半期	2	選択必修	★・▼	(注2)
	博物館学特殊実習B II (実習)	半期	2	選択必修	★・▼	(注2)
博士 4年次	論文指導演習A	半期	2	必修	★	
	論文指導演習B	半期	2	必修	★	
	資料保存展示論特殊研究A(演習)	半期	2	必修	★・▼	
	資料保存展示論特殊研究B(演習)	半期	2	必修	★・▼	
	地域博物館論特殊研究A(演習)	半期	2	選択		
	地域博物館論特殊研究B(演習)	半期	2	選択		
博士 5年次	論文指導演習A	半期	2	必修	★	
	論文指導演習B	半期	2	必修	★	

【区分・備考】

☆…博物館学コース履修者のアドミニストレーター資格取得必修科目（20単位）

△…複専修履修者のアドミニストレーター資格取得必修科目（16単位：内8単位は修了要件単位数として認定する。）

※…博物館学コース履修者は、※印の科目を修了時まで5科目10単位以上修得すること。但し、アドミニストレーター資格取得希望者は、選択必修科目から5科目10単位以上を修得すること。

★…博物館学コース履修者のキュレーター資格取得必修科目（24単位）

▼…複専修履修者のキュレーター資格取得必修科目（12単位）

注1…学内インターンシップ

注2…夏期集中授業及び学外インターンシップ

【口頭試問・資格取得申請期間】

- ・アドミニストレーターならびにキュレーターの資格取得は、口頭試問の合格を必要とする。
- ・アドミニストレーター資格取得は、前期課程修了後3年以内であれば申請することができる。
- ・キュレーター資格取得は後期課程修了後又は所定単位修得退学後3年以内であれば申請することができる。

【國學院ミュージアム・キュレーター資格取得条件】

博士後期課程では、教育プログラム全体の中で応用・展開プロセスに位置付けられる博物館学科目群（実習授業・調査実務・海外インターンシップ等を含む）を履修することによって、博物館運営能力に加えて国内外の博物館をめぐる社会状況を知悉し、社会における教育・文化のコーディネーターとしてのリーダーシップを発揮できる者に「國學院ミュージアム・キュレーター」を授与する。その資格取得要件は、下記の通りである。

1. 「國學院大學ミュージアム・アドミニストレーター」を有する者（同時取得は可能）
2. 「資料保存展示論特殊研究A・B」・「地域博物館論特殊研究A・B」（各2単位）および国内外インターンシップと学外調査実習を含む「博物館学特殊実習A・B」（各2単位）の12単位を取得した者
3. 博物館学および関連学術分野に関する研究業績を合計2件以上有し、それらの各業績の評価点数（別表）の合計が30点以上を満たす者
4. 「國學院ミュージアム・キュレーター」口頭試問の合格者

「國學院ミュージアム・キュレーター」資格取得にかかる研究業績種別点数表
 (合計 30 点以上 於博士後期課程在学中)※「博物館学特殊実習A・B」に含まれるインターンシップは除く

活動の種類		点数	件数	点数計
第1項目 学位論文				
①	博士論文	15		
第2項目 対外学術活動				
②	学会からの表彰・受賞	10		
③	学術著書(単著)	15		
④	学術雑誌等への掲載論文(査読誌・国際学会)	10		
⑤	学術雑誌等への掲載論文(非査読誌)	6		
⑥	研究ノート・調査報告等(単著)	6		
⑦	翻訳・翻刻・資料紹介(単著)	5		
⑧	学術論文・調査報告等の分担執筆	3		
⑨	翻訳・翻刻・資料紹介の分担執筆	3		
⑩	国際学会における発表(単独・筆頭)	8		
⑪	国内の学会・シンポジウム等における発表(単独・筆頭)	4		
第3項目 実務経験				
⑫	博物館における学芸業務勤務経験(通年) ※	5		
⑬	博物館におけるボランティア等(通年)	3		
		合計	件	点

1 2. 考古調査士資格について

1) 考古調査士資格とは

考古調査士資格とは、遺跡発掘調査にあたる調査士の資格で、全国の大学・研究機関共通の統一的な資格審査機構である「考古調査士資格認定機構」が授与する。本学は同機構に加盟しており、所定の科目を履修し単位修得した学生は、考古調査士資格を申請・取得できる。考古調査士資格のカリキュラムには、2級考古調査士資格に対応する「学部コース」と、1級考古調査士資格に対応する「大学院コース」がある。

2) 資格科目と履修単位の条件

本学での大学院コースの資格科目は、第2群「日本考古学研究A・B」「先史考古学研究A・B」「歴史考古学研究A・B」、第3群「日本考古学特論A」「外国考古学特論A」「環境考古学特論A」、第5群「文化財特論A」の7科目を指定している。

1級考古調査士資格を取得するには、2群・5群の各1科目を含めて4科目8単位以上の単位修得が条件となる。ただし、2級資格を取得もしくは2級資格相当の単位を修得済みであることが必要。

3) 資格の申請手続き

申請者は認定機構が定める手続きに従い、大学から発行される「単位修得証明書」を添えて、必要な書類とともに「考古調査士資格認定機構事務局」に資格を申請する。認定機構内に設置されている資格審査専門委員会が申請書類を審査し、運営委員会の承認を得て可否を決定し、資格を授与する。

1級の申請には30,000円の申請料が必要。

1 3. 埼玉県埋蔵文化財調査事業団インターンシップについて

1) インターンシップについて

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財事業団と本学文学研究科において、平成29年度からインターンシップ協定が締結されたことにより、発掘調査の実践的なスキルを修養させるためのインターンシップを実施する。

2) 概要

夏季休暇期間に約15日間（予定）の埋蔵文化財発掘調査のインターンシップを実施。

史学専攻考古学コース及び発掘等調査に関する単位を修得している本学大学院生を対象として学内公募する。

応募者については、文学研究科において選考を行い、採用が決定した者を大学から推薦する。

通常の調査員や作業員のアルバイトとは異なり、発掘調査現場において、調査の一連の実務を埼玉県埋蔵文化財事業団職員の方から指導を受け、計画的に実習を行う。

3) 応募及び手続について

応募及び手続に関する詳細は、令和3年4月に大学院掲示板にて告知する。

予定では、4月第1回目の考古学コースの授業時に担当教員よりガイダンスを行う。

その後、所定の書類により応募していただき、書類選考を行うが、必要に応じて面接を行う。その推薦予定者が決定した後、保険等の手続を行う。

4) その他

このインターンシップについては、アルバイトではないため、報酬・手当は支給しない。また、交通費・食費については自己負担となる。

発掘に必要な用具類等については、埼玉県埋蔵文化財事業団で用意する。

保険については、大学で全学生が加入している学生教育研究災害傷害保険に設定されているオプションに個人負担で加入が必要。

詳細は、ガイダンスにて告知する。

36 國學院大學で研究活動を行う皆さんへ 「研究倫理」(研究者が理解し、身につけておくべき心得)について

学部生や大学院生も、研究活動を行うときは研究倫理を守らなければなりません。不正行為は、いかなる理由によっても認められません。もし、不正行為を行えば、あなた自身のみならず、國學院大學の信頼をも揺るがすこととなります。

1. 不正行為とは？

「不正行為」の典型例は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果などの捏造、改ざん及び盗用です。

- 1)  研究活動において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 2)  研究活動において、研究資料又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- 3)  研究活動において、他の者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語をその者の了解又は適切な表示なく流用すること

上記のほかに、國學院大學では以下の3つも、不正行為として定めています。

4) 研究データの保存の懈怠(けたい)

研究に関する資料等の適切な保存を怠ること。発表した研究成果に対して、不正の疑念が持たれた場合に、その疑念を晴らすことができるように、成果の根拠となった資料等は、しっかりと保存しておきましょう。

5) 二重投稿

同一内容の論文をすでに公表した紀要(大学や研究所等で発行する学術雑誌)、雑誌又は書籍等とは異なるところに発表すること。ただし、再録である旨を明確に表示した上で公表することを除きます。

6) 不適切なオーサーシップ

論文の作成になんら関与又は貢献していない者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねることは許されません。逆に、論文の作成に関与又は貢献した者が、執筆者又は共同執筆者であるとして名前を連ねないことも、許されません。

2. 研究活動における具体的な注意事項

1) 調査・実験などの依頼にあたって

インフォームド・コンセント(「十分な情報を提供した上での同意」のこと)の原則に立って研究活動を行うことが必要です。

具体的には、以下の項目について、事前に明確に伝えた上で相手方の了解を得るようにしましょう。

- ① 調査・実験の目的
- ② 調査・実験の主体、責任者、連絡先
- ③ 調査・実験結果の利用・発表の仕方
- ④ 秘密保持及び目的外使用をしないことの約束
- ⑤ 調査・実験への協力を拒否しても、不利益を被ることはないことの保証

なお、未就学児等、本人の理解や了解を得ることが難しい場合は、ご家族や施設の職員の方など、その代理人となりうる立場の方の了解を得ることが必要です。また、調査票による調査を行う際には、上記の各項目についてわかりやすく明記した文書を添付するのが原則です。

2) 調査・見学などの実施にあたって

- ① 学校・施設等の見学や活動への参加について(教育実習等を含む)

写真や録音をとる際は、必ず学校や施設の関係者の許可を得てください。また、許可が得られても、個人が特定されるような写真等は避けてください。

学校や施設見学の際に、個人情報が含まれる記録・資料などを見せていただく場合、そこで知りえた個人情報

報については決して漏らしてはいけません。報告書等にその記録・資料の内容について何らかの言及をしたい場合は、何をどこまで記載してよいかについて、事前の了解を得ることが必要です。

② 聞き取り調査について

何気ない質問や言葉が当事者の心理に影響を与えることがあるということを意識し、事前に質問の内容や聞き方等についても十分に検討してください。自分だけでは判断に迷う場合には、担当の教員に事前に相談してください。聞き取りの際にメモを取ったり、録音をしたりする際には、事前に了解を得ましょう。当事者や調査協力者の方の氏名や役職名、伺った内容やいただいた資料の内容をどこまで公開してよいか、必ず調査時に相談して確認や指示を受けるようにしてください。

③ 調査票を用いた調査について

質問文や選択肢が、協力者の感情を害さないように十分な注意を払ってください。

3) 調査データの集計や分析にあたって

調査で収集したデータの集計や分析の過程において、データの転記ミスや集計ミスのないように十分な注意を払い、確認をしながら作業を進めることが大切です。

4) 発表・公開やデータ・資料の管理・廃棄にあたって

発表・公開にあたっては、結論の正確さ、妥当性の検討に加えて、個人情報保護の観点からも、全面的なチェックが必要です。

発表した報告・論文において個人情報を掲載する場合は、必ず事前に承諾を得なければなりません。また、個人情報の流出は、報告・論文の作成の途中で、調査・実験データの管理が不十分なために起こる可能性もあります。調査・実験の実施中に対象者リストや資料を紛失したり、データの整理分析中に情報漏えいが起こらないように十分に注意してください。

なお、研究成果を学術雑誌等に発表した場合、そこで使用した研究データについては、文献等であれば10年間、生物試料等であれば5年間の保存をすることが必要です。また、定められた保存期間が過ぎた後の文献やデータの廃棄の際には、万が一の漏えいが起こらないように、必ずシュレッダーにかける、コンピュータのハードディスク等のファイルの削除を行うなど、細心の注意を払ってください。